千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第12回会議(定例会)

1 期 日 令和4年2月9日(水) 開会 午前10時30分 閉会 午前11時20分

2 教育長及び出席委員

> 教育長 富塚 昌子

委員 井出 元

> 岡本 毅

貞廣 斎子

花岡 伸和

永沢 佳純

3 出席職員

> 教 育 次 長 山口 新二 長 教 育 次 伊藤 賢

企画管理部

管 企 画 理 部 長 長谷川 聡 管 理 部 企 画 次 長 武内 貢一 総 務 課 長 中西 健 育 教育総務課副参事兼人事給与室長 原 義明 務 課 長 勝 直人

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康 学 校 危機管 理 監 日根野達也 教 振 興 部 長 育 次 海宝 伸夫 生. 学 課 長 涯 鈴木 真一 習 指 学 習 課 長 佐藤 晴光 導 教 課 長 富田 職員 浩明 文 化 財 課 長 田中 文昭 体 育 課 長 伊藤 政利

企画管理部

教育総務課人事班長 秋山 祥子 司 副主査 齊藤 裕太 財 務 課 副 主 査 小原 慶太 司 副 主 杳 新井 翔太

教育振興部

学習指導課主幹兼高等学校指導室長 髙梨 祐介 主席指導主事 神崎 勝弘 雅則 指導主事 森田 同義務教育指導室指導主事 衛 佐藤 教職員課県立学校人事室企画調整班長 青木 慎哉 同 管理主事

山岡

哲也

文 化 財 課 副 課 長 高梨 俊夫同 主任上席文化財主事 黒沢 崇体 育 課ちばアクアラインマラソン準備室主幹 津田 亘彦同 副主査 窪田 圭介

事務局

 企 画管理部教育総務課

 主 幹兼委員会室長佐藤祐児

 同副主幹山口聖剛

 同主査赤羽大輔

 同年在伊能昌邦

- 4 教育長開会宣告
- 5 署名人の指名 花岡 伸和 委員
- 6 令和3年度第11回教育委員会会議(定例会)議事録の承認
- 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第57号議案から第58号議案の議案2件、第13号報告から第14号報告の報告議案2件、報告1から報告5の報告5件である。第58号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

9 審議事項

第57号議案 千葉県指定有形文化財の指定について

【文化財課長】

第57号議案「千葉県指定有形文化財の指定について」説明する。「2 指定までの流れ」にあるように、千葉県指定有形文化財の指定については、千葉県文化財保護条例の規定により、あらかじめ千葉県文化財保護審議会に諮問しなければならないとされている。この3件の有形文化財については、昨年11月22日に同審議会に対し諮問し、令和4年1月17日に指定すべきものとして答申を受けたものである。

1件目は考古資料「鬼高遺跡出土品」である。本資料は昭和12年に考古学者の杉原荘介氏が市川市の鬼高遺跡を発掘調査したときの出土品である。古くから古墳時代の一括資料として研究誌にも掲載されており、関東の古墳時代後期を代表する標準遺跡出土品として学史的に重要な価値をもつものである。2件目は考古資料の「恩田原(おんだばら)遺跡出土銅印」である。本資料は平成8年に南房総市の恩田原遺跡の発掘調査による出土品である。印影は「王泉私印(おうせんしいん)」と判読でき、渡来系氏族の古代の印章と考えられる。この種の銅印の出土例は極めて少なく、安房地域の古代の歴史を解明する上で重要な資料である。3件目は建造物「香取神宮勅使門(ちょくしもん)」である。18世紀後半に香取神宮大宮司家(だいぐうじけ)の表

門として建設され、勅使参向の際に使用されたものである。茅葺き屋根は重厚で、両袖塀が附属する。大宮司家の格式を示す門であり、当時の社家建築の特徴をもつ貴重な建造物である。 これら3件について県指定有形文化財として指定し、長く保存・活用を進めることが望ましい と考えられる。

【井出教育長職務代理者】

第57号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第57号議案は、原案どおり可決する。

第13号報告 教育委員会所管に係る令和4年度当初予算案について

【財務課長】

本件は、当初予算案を知事が議会に提出するにあたり、教育委員会所管に係る予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年1月25日付けで意見を求められたが、教育委員会会議で審議いただく時間がなかったため、教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、6ページのとおり、令和4年1月28日付けで知事に対し、異議ない旨回答したことを報告するものである。

本当初予算では、新たな千葉県総合計画案に掲げられた施策を踏まえながら、「第3期千葉県教育振興基本計画」に基づき、児童・生徒の学力向上、キャリア教育の推進、いじめ対策・不登校児童生徒への支援、安全・安心な学び場づくり、教員の多忙化対策など、重要な課題に取り組むために必要な予算を計上した。

- 一般会計の規模は、3,629 億 5,142 万 2,000 円で、前年度 6 月補正後に比べ 2 . 1 %、約 7 7 億円の減となっている。
- 1 性質別内訳について、教育予算の約9割を占める人件費は 約3,305 億円で、教職員数の減少や若返り、共済組合負担金率の減等により、約60億円の減となっている。投資的経費は約50億円で、児童生徒の増加に伴う特別支援学校過密解消のために実施した柏特別支援学校の高等部分離に伴う校舎の新設等が完了したこと等により、約22億円の減となっている。

物件費は約86億円で、教員が使用する校務用パソコンの更新等により、約3億円の増となっている。

その他の経費は約 188 億円で、ちばアクアラインマラソンの開催や、新たに県立学校の照明 器具をLED化すること等により、約 2 億円の増となっている。

2 項別内訳、3 財源内訳は、記載のとおりである。特別会計奨学資金は、高校生への奨 学資金、月額1万円から3万円を貸付けするものである。主要事業は、「教育振興基本計画」 の位置づけに従って整理している。

続いて、新規事業や拡充事業等についてでは、1. ちばっ子「学力向上」総合プランの推進は、予算額3億1,967万3,000円で、きめ細かな学習支援等を行う学習サポーターの派遣、多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりを行うほか、児童生徒の「考える力」を試す千葉県独自のテストである、学びの未来デザインシート事業について、対象を増やして実施する。

- 3. キャリア教育の推進は、予算額1,062万8,000円で、令和4年度から新たな取組として、中高生向けの職業理解のための映像教材を作成するほか、企業経営等で活躍する方の講演会を開催するなど、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身につけていくことができるよう、実践的なキャリア教育を推進していく。
 - 4. 学校におけるいじめ対策・不登校児童生徒支援の推進は、予算額10億9,205万4,000

円で、スクールカウンセラーについて、小学校の隔週配置を拡充するほか、高等学校配置の増 員や特別支援学校への新規配置を行う。

- 5. 特別支援学校整備事業は、予算額 3,500 万円で、旧千葉市立花見川第二中学校の改修等 を実施し、新設校を設置するもので、令和9年度に供用開始予定である。
- 8. 県立学校照明器具LED化事業は、予算額1億5,600万円で、県立学校の照明器具をリ ース方式により L E D 化するもので、令和 4 年度は対象室の照明設置状況を調査し、令和 5 年 度からLED化を本格実施する予定である。
- 9. 県立学校トイレ改修事業は、予算額 9,750 万円で、県立学校のトイレ環境の改善などの ため、トイレの床のドライ化や手洗い設備の改修等を行うほか、和式トイレの洋式化を実施す るものである。
- 11. 小学校専科非常勤講師等配置事業は、予算額1億3,600万円で、児童の学力及び学習 意欲等の向上を図るため、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うための専科教 員等を、本県独自に小学校低中学年へ配置する。
- 13. 教員の多忙化対策は予算額2億8,400万円で、教員の事務作業を補助するスクール・ サポート・スタッフを配置するとともに、市町村による中学校への部活動指導員の配置に対し 助成する。
- 27. 総合スポーツセンター体育館整備事業は、予算額 2,500 万円で、利用停止中の体育館 の現地建替えを行うことから、解体設計や測量調査に係る経費を計上している。
- 29. 教職員定数は 37,047 人で、学級数の増減等に伴い、昨年度に比べ17人の増となっ ている。

【貞廣委員】

小学校専科非常勤講師等配置事業についての意見だが、全国的な動向として、子ども達 の継続的な学びの保障と同時に先生方の働き方改革を実現するため、小学校高学年に教科 担任制を導入する動きがある。その一環として検討されたと思うが、きちんと人が配置されるかということは、全国どこでもできることではないので、踏み込んだ予算で優れた試みであると期待している。是非、この事業について県の責任でどのような形が最も効果的 かしっかり検証してもらいたい。

その際に、子ども達の点数が上がった下がっただけでなく、例えば算数理科では、主体 的に学ぶ子ども達が増えるなど総合的に評価をしていただきたい。

また、先生方が他の教科の教材研修に集中できる時間が増えることや、子ども達へ向き 合う時間が増えることなど先生方の働き方改革や総合的な教育の充実といった観点からの 評価を行っていただきたい。

質問だが、小学校の英語の専科について、足りているという認識か。

【教職員課長】

手元に数字はないが、英語については、中学校で教えていた方が小学校の方で専科指導 をするのも可能であるという方向性はある。

また、採用においても小学校において英語の免許を持っている教員採用選考の志願者を 採用するなど、計画的に進めているところである。

英語専科が充実となるよう採用及び異動に取り組んでいきたい。

【貞廣委員】

優れた専門性を持つ方も、経験の差は大きいと思う。これから採用される方は、小学校 で英語があることを前提に免許取得の段階から学んでいる。そうでない先生方にとっては、 優れた授業をしようとするからこそ、精神的に負担になると思う。

この負担軽減のために英語の専科についても、この事業と並行して配慮いただきたい。

【教育長】

効果の検証については、現在進めている高学年についても専科の教員を置いた学校からは、 「満足」といった意見を聞いている。子どもと向き合う時間が増えた、授業の準備に時間を割 くことができたなどの意見を聞いている。

小学校低学年の千葉県独自の教員についても効果、学力については、テストの点数だけでな い定性的な評価なども含め、検証をしっかりして次につなげていきたい。 我々としても段階的に増やしていきたいと思っており、初年度ということで、40校として

いるが、効果を検証し、増やしていきたい。

小学校の英語が先生にとって負担ではないかということについては、まだまだ先生の研修などの部分で教育委員会としてやるべきことがあると思っている。様々な機関から協力いただきながら、研修や教材の提供などで教育委員会としてもブラッシュアップに努めているが、人員の確保と質の向上の両輪で進めていきたい。

第13号報告は終了。

第14号報告 教育委員会所管に係る令和3年度2月補正予算案について

【財務課長】

本件も、第13号報告と同様に、知事から意見を求められたことに対して、教育長の臨時 代理により、異議のない旨回答したことを報告するものである。

補正予算額は、一般会計で 65 億 5,598 万 9,000 円の減額で、補正前の額とあわせ、3,642 億 5,541 万 7,000 円となる。以下、1 性質別内訳などは、記載のとおりである。

主な事業を説明する。

- 1 一般会計の(1)教職員人件費は、予算額53億7,151万9,000円の減額で、ア 給与等は、12月までの支給実績等を基に所要額を精査したこと、イ 退職手当は、当初見込みよりも勧奨退職者数が減少したことなどにより、減額するものである。(2)は国の補正予算を活用して実施するもので、いずれも年度内の執行が困難であることから、繰越明許費を設定する。
- ア GIGAスクール運営支援センター整備事業は、ICT機器のトラブルなどに関する、 県立学校や市町村からの問い合わせに対応する、GIGAスクール運営支援センターを設置す るものである。
- イ 授業環境高度化推進事業は、県立高校及び特別支援学校に、授業等で活用するプロジェクターなどを整備するものである。
- ウ 農業教育環境整備事業は、農業の専門学科がある県立高校に、農薬散布用ドローンなど の農業用機械を整備するものである。
- エ 特別支援学校の施設整備事業は、令和4年度に実施予定の特別支援学校に係る整備事業を前倒して実施するものである。
- (ア) 県立学校空調設備整備事業は、八千代特別支援学校などの管理諸室等への空調設備整備を、(イ) 県立学校長寿命化対策事業は、市原特別支援学校プールの大規模改修を、(ウ) 特別支援学校施設整備事業は、バリアフリートイレ等の設置や空調設備の修繕などを、それぞれ前倒して実施する。
 - (3) その他繰越明許費の設定は、国補正予算に関連しない繰越明許費の設定である。
- ア 文化財保存整備事業は、業者が廃業し、新たな業者を探す必要が生じたことから、適正な工期を確保することが困難となったため、繰越明許費を設定するものである。
- イ 博物館施設整備事業及びウ 博物館計画保全事業は、入札が不調となり、適正な工期 を確保できないため、それぞれ繰越明許費を設定するものである。
- 2 特別会計千葉県奨学資金は、3,508 万 4,000 円の増額で、令和3年度の返還金が当初の想 定を上回ったこと等により増額する。

第14号報告は終了。

報告1 令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染防止対策 に係る追加措置について

【学習指導課長】

令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症による影響をできるだけ少なくし、受検生の受検機会を確保するための追加措置をしたので、報告する。

今回の措置は追検査及び特例検査の対象者の拡大である。対象者を拡大する理由を説明する。

入学者選抜については「令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」で細かな規定を定めているが、追検査の受検資格について「本検査を一部でも受検した者は、追検査を受検することはできない」とされている。また、特例検査については、本検査も追検査もともに受検することができなかった者を対象にしていた。

しかし、去る1月31日付け文部科学省から、「濃厚接触者に特定された者がPCR検査等を受けていなくても無症状であれば入学者選抜等を受けることが可能」とされたことも踏まえ、新型コロナウイルス感染症で受検機会を失うリスクを少しでも低くするために、追検査の対象を拡大することにした。

例えば、本検査1日目を受けたものの、その日のうちに家族等の罹患により、濃厚接触者等に特定され、PCR検査等を受け結果が出ていない者や、PCR検査等を受けていない者のうち、検査2日目の当日に、何らかの体調不良があり受検を控えた者、公共交通機関を使わなくては会場に向かえない者等は、2日目を受検することができない。実施要項の規定では、志願者が本検査の一部を受けているため、追検査の対象とはならなかった。

そこで、これらに該当する志願者の受検機会を確保するため、今回、実施要項の追検査の受検資格に下線部の文言、「ただし、1日目の途中又は終了後、若しくは2日目の途中に、新型コロナウイルス感染症に罹患する等の理由により、本検査の一部の教科又は学校設定検査を受検することのできなかった志願者は、当該教科等について、特例として追検査で受検することができる。なお、対象者が追検査を受検できなかった場合は、3月22日の特例検査を受検することができる。」を加え、受検資格を拡大することにした。

ただし、追検査で受検することのできる教科等は、本検査で受検していないものとし、選抜の方法は、本検査で受けた教科の得点と追検査で受けた教科の得点を合計し、これに調査書の内容や学校設定検査の結果等を資料として、総合的に判定し、3月7日に入学許可候補者を発表する。

なお、万一回復が遅れる等して、残念ながら追検査も受検できなかった場合は、特例検査 を受検できることとして、受検機会を確保した。

このことについては、令和4年2月4日付けで、すでに各中学校・高等学校及び関係機関 に通知していることを併せて報告する。

報告1は終了。

- 報告2 令和3年度第2回「教員等の出退勤時刻実態調査結果」について
- 報告3 令和3年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果について
- 報告 4 令和3年度「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査の結果について

【教職員課長】

報告2~4「教員等の出退勤時刻実態調査」、「教職員の働き方改革に係る意識等調査」、「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査は関連するので3つの調査結果を一括して報告する。

冒頭の「令和3年度働き方改革に係る各種調査等の結果について」は、3つの調査結果の概要となる。

はじめに「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について説明する。この調査は、千葉市立及び市立高校を除く県内全ての公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象として、平成30年度から6月と11月の出退勤時刻について調査を行っているもので、今回は11月の調査結果となる。「①月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の校種別割合」

については、昨年度同月と比較すると、小学校、中学校とも3ポイントほど増加している。教 諭等における全校種の平均については、1.3ポイント増加し、45.7%であった。

「②月当たりの時間外在校等時間(校種別)」については、中学校と高等学校において減少しているが、他の校種においては増加している。教諭等における全校種平均については、36分減少し、45時間22分であった。

5ページ以降はデータ編として詳細を載せている。6ページの市町村立学校の状況について、45時間を超える者の割合は、平均で3.6ポイント増え、55.4%であった。市町村教育委員会や学校に聞き取ったところ、今年度は年度当初のまん延防止措置や夏季休業後の緊急事態宣言等により学校行事等が10月以降に集中し、昨年以上に多忙であったため、ということであった。

9ページには県立学校の状況を載せている。45時間を超える者の割合については、平均で3.5ポイント減少し、23.8%であった。個別に聞き取ったところ、コロナ禍における働き方が浸透してきたことから、学校行事の精選や縮小等、業務を効率的に行う意識が芽生え、長時間勤務の減少が見られている、とのことであった。出退勤時刻実態調査については以上である。

次に、「教職員の働き方改革に係る意識等調査」について説明する。この調査は、教職員の総労働時間の縮減のために教職員の意識改革をどのように図っていくかを明らかにするために 実施しているものである。

調査対象校は、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から抽出した計70校で、 調査対象者は、調査対象校の管理職及び、教諭や実習助手等のフルタイム勤務職員で、有効回 答数は2,169名である。

また、この調査については、出退勤時刻実態調査の結果とクロス集計することで、教員の意識と在校等時間の関係について分析し、教員の意識改革を加速化させるために活用することとしている。

まず、「子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合」については、前回調査となる 今年度7月調査と比較して、「確保できている」と回答をした教職員の割合が1ポイント増加 し、64%となったが、「プラン」の目標である80%以上を達成することはできなかった。

「勤務時間を意識している教職員の割合」については、「意識している」と回答した割合が前回調査と同様79%であり、「プラン」の目標である95%以上は達成できなかった。

詳細については18ページからのデータ編にまとめている。クロス集計の結果として、19ページにあるとおり、経験年数が少ない者の方が時間外在校等時間が多い状況であり、特に中学校で顕著に表れている。

また、25ページ上段の「学級担任や部活動顧問と、時間外在校等時間の関係」において、 学級担任と部活動主顧問の者が時間外在校等時間が長くなる傾向であった。意識等調査につい ては以上である。

最後に、「学校における働き方改革推進プランの取組状況調査」について報告する。この調査は令和3年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した合計48項目のうち、数値目標を設定した40項目の進捗状況を、アンケート形式で調査したものであり、県内の53市町村教育委員会及び、全ての県立学校を対象に、11月1日現在において、県教育委員会の定めた基準に達しているか否かの回答を求めたものである。

この調査についても、意識等調査と同様に、出退勤時刻実態調査の結果とクロス集計することで、どのような取組が在校等時間の短縮に効果があるのかを分析するとともに、好事例を明らかにすることで働き方改革を加速させるために活用することとしている。はじめに、市町村教育委員会の数値目標を達成した項目については、「取組5」【県と市町村が、業務改善等の取組について連携】と「取組7」【スクラップ&ビルドの観点から、総業務量増加に留意】の2項目であった。「取組5」については、達成率が96.2%であり、今年度市町村教育委員会担当者と県教育委員会担当者間において、グループメールを開設し、情報共有を図ってきた成果と考えている。

また「取組7」については、市町村教育委員会が新たな業務を始める際には、総業務量が増加しないよう留意している状況や、市町村立学校に対しても総業務量が増加しないように適宜

指導を行っている状況が伺えた。

一方、達成率が低い取組項目としては、「取組4」【働き方改革に係る全庁的な推進体制を 構築】と「取組1」【業務改善に関し、PDCAサイクルの構築】であった。

特に「取組1」の「PDCAサイクルの構築」について、計画を策定している市町村は多いものの、「業務改善に係る点検・評価、定期的な検証」については達成状況が37.7%、「調査結果を踏まえた検証と見直し」は26.4%であった。

県立学校の数値目標を達成した項目については、「取組3」【教職員は月45時間を超えないよう業務の時間を調整】、「取組5」【校長はスクラップ&ビルドの観点で業務量増加に留意】、「取組15」【教職員は土曜日・日曜日に連続して業務に従事しない】の3項目であり、業務に従事する時間の調整や総業務量について配慮できている学校は多いと言える。クロス集計の結果から、「取組3」と「取組15」の取組の有無で、時間外在校等時間が4時間から5時間差が生じていることが明らかとなった。これらの取組は、在校等時間の短縮に効果があることから、今後も推進するべき取組と考えられる。

一方、数値目標との乖離が大きい項目については、「取組10」【校長は、業務上の資料等を共有フォルダで管理、事務効率化】、「取組18」【地域等にお願い可能な業務等、関係機関等との連携強化】、「取組13」【部活動の実態確認、ガイドライン等の順守と点検・改善】であった。「プラン」の取組状況調査の報告は以上である。

これらの調査の結果を受けて、令和4年1月21日に開催した「第2回働き方改革推進本部 会議」において、次年度重点的に行う取組項目3点について協議した。

取組1つ目「県と市町村の連携」では、県教育委員会と市町村教育委員会が連携を図り、情報提供や個別の支援を行うとともに、市町村教育委員会へのヒアリングを実施し、「働き方改革推進プラン」の取組の達成状況等を把握し、好事例を共有しながら、指導・助言を行っていく。

取組2つ目「部活動に係る働き方改革の推進」では、更なる推進を図るために、各市町村と個別に協議を行いながら、学校の実情に応じた部活動の在り方について検討を進めていく。

取組3つ目「調査方法の研究」では、意識等調査において負担感の高かった調査・報告に係る業務の負担軽減を図るために、ICTを活用した調査方法の研究や調査削減等に向けた取組を全庁的に行っていく。

これらの取組については、今後「働き方改革推進拡大会議」の委員である各学校種の校長会 代表や各PTA代表、教育長協議会の代表の方々から意見を集め、学校における働き方改革に ついて実効性あるものにしていく。

【貞廣委員】

対象者を絞って、手立てを講じてほしい。調査結果から、若年層と教頭に手立てが必要と思われる。若年層については、校長等の管理職から業務量を軽減したり、チームで業務に当たらせたりする方法が考えられ、効果はあるだろう。しかし、教頭は毎年の調査で長時間勤務が続いている。なり手不足になる前に、手立てを講じてほしい。たとえば、大規模校への複数配置や教頭をサポートする職の新設等を検討してほしい。

【教職員課長】

教頭の負担感が高いものとして、調査・報告がある。資料の60ページの意見にあるようにメールが 1,300 件送信されるという現状である。メールも含めた調査の削減等で業務改善進むように、次年度の取組として検討しているところである。

教頭をサポートする職は現状の制度ではない。資料の58ページの意見では、事務支援員を 市費で雇っている自治体もある。好事例として共有し、教頭の業務量縮減を進めていきたい。

【貞廣委員】

負担感のあるものについて、改善をぜひ行ってほしい。また、負担感があるものと実際に時間を要していた業務について、一致しているとは限らない。「負担感のある業務」と「負担感はないが時間を要する業務」について精査し、どちらも改善してほしい。まずは、教頭の長時間勤務の改善をお願いする。

【教育長】

教職員課の回答の通りだが、教頭の負担軽減について、取り組んでいきたい。慣例的に教頭の業務となっているものについても、見直しを図りたい。学校全体で業務の割り振りについて検討し、役割の変更等を行いながら、教員の意識改革につなげたい。各学校に業務の見直しを求め、教頭の業務改善を図っていく。

【花岡委員】

スクラップ&ビルドは業務の効率化であり、これも大切だが、併記されているスクラップの観点、つまり捨てることが重要と考えている。学校単位で業務の精査、削減は難しいのではないか。慣例化している仕事もあると思う。各学校で優先順位を定めたとき、全学校で不必要な業務と回答された業務があれば、その業務は廃止できるのではないか。県と市町村の連携という観点で、県からその業務を廃止するようにと指示し、県下一斉で行動を起こすといったことが必要と感じる。

ICTの活用について、メールは業務の効率化が難しい。DXまではいかなくても、ビジネスプラットフォームを活用することも検討してほしい。項目別に整理されているような構造であれば、教員の負担軽減につながるのではないかと感じた。

報告2~4は終了。

報告 5 ちばアクアラインマラソン 2022 募集要項の決定について

【体育課副参事兼ちばアクアラインマラソン準備室長】

令和4年2月3日(木)に開催した、「ちばアクアラインマラソン実行委員会第19回総会」において、「ちばアクアラインマラソン 2022」の募集要項を決定したので報告する。

- 「1 大会名称」から「10 コース」までと、「12 参加料」は、既に決定している「大会要項」を抜粋し、記載している。
- 「11 参加資格」については、大会要項では、(1)の最後に()付きで「国内在住者に限る」との一文を載せていたが削除した。加えて、※印で感染症対策について付記した。
- 「13 チャリティ」については、医療活動への支援及びパラスポーツを含むスポーツの振興を図るため、チャリティを実施する。参加方法は2種類あり、一つ目は、「ランナーチャリティ」である。参加希望者には、申込時にチャリティ希望を選択してもらい、参加料とは別に500円を集金する。二つ目は、「チアアップ枠」であり、後ほど説明する特別枠の一つで参加料とは別に5万円以上を寄付することにより出走権が付与されるものである。記載の3団体にチャリティの合計金額が均等に寄付される。
- 「18 感染症対策について」であるが、本大会は、別途定める「ちばアクアラインマラソン 2022 新型コロナウイルス感染症対策概要」に基づいて開催することとしている。
- 「20 「-般枠」の募集期間等」では、-般枠のランナー募集について、3月25日(金) 正午から5月9日(月)午後5時までに、「11 参加資格」を満たす方であればどなたでも申込できることとした。

なお、申込み多数の場合は抽選で参加者を決定する。抽選結果の発表は5月27日(金)以降を予定しており、当選者は入金案内に従って入金いただき、エントリー手続きが完了することになる。

「21 特別枠の内容、定員及び募集期間」について、今大会は、初めて募集する「チームスピリット枠」や「スマイル枠」を含め、10種類の特別枠を設定している。それぞれの概要については記載のとおりである。

「ちばアクアラインマラソン 2022 新型コロナウイルス感染症対策概要(案)」については、日本陸連の「ロードレース開催についてのガイダンス(第3版/2022年1月6日改訂)」等に則り、感染症対策に係る会議で協議して作成するものであることを記載してある。

内容については、I大会開催判断基準、Ⅱ参加条件、Ⅲ感染予防対策について、それぞれ詳細を記載している。今後、ランナー募集に向け、各種イベントの開催や、SNS等を活用した効果的なPRの実施により、ひとりでも多くの方にエントリーしていただけるよう努めるとともに、関係機関との調整を図りながら、安全安心な大会となるよう、準備を進めていく。

【教育長】

ちばアクアラインマラソン実行委員会の副会長としてこれまで2回の総会に出席し、本日報告のあった募集要項等について、決定をしてきた。

実行委員会の委員から総会の場で、東京オリンピック・パラリンピック、特にパラリンピックのレガシーを引き継ぐ取組について意見をいただいた。

障害をお持ちの方などが大会に様々な形で参画し、楽しんでいただける工夫を事務局で検討 していることを申し添える。

報告5は終了。

委員報告 令和3年度全国都道府県教育委員会連合会第2回総会等への参加について

【井出教育長職務代理者】

令和4年1月31日に全国都道府県教育委員会連合会がオンラインで開催され、冨塚教育長と私が参加したので報告する。総会の中で、文部科学省からの行政説明として、小学校高学年の教科担任制の推進と学校における働き方改革について話があった。その後の分科会のテーマは、小学校における少人数学級及び教科担任制の導入と効果的な活用として、12の分科会が開かれ、私は静岡県、富山県、島根県、福島県の教育委員と協議した。本件の取組としては、県内数校を研究校として指定し、研究を進めていること、また、地域の実情に応じた内容となるよう努めていることを報告した。課題としては、中学校での指導経験のある教諭の児童理解が挙げられた。

各県の共通の認識として、「専門性を生かした教材研究の在り方」、「学年をまたぐ状況への対応」、「一教科を単独の教師が受け持つことによる弊害」、「中学校への滑らかな接続」などが話題となっていた。また、教科担任制の効果は期待できるが、その専門性を有した人材の確保が大きな課題となることも共通認識としてあった。さらには、少人数学級を編成する場合に生じるメリット・デメリットは都道府県により差があるということも挙げられた。

算数や理科などの教科の専門性もさることながら、道徳教育の専門家の育成も必要であると考える。

【教育長】

少人数指導に関しては、国の施策に先立って各自治体独自に取り組んでいる事例がほとんどであった。

少人数加配を振り替えて配置するという対応については、各県から純増の措置となるよう要望の声が上がっていた。教科担任制については、戸惑いの声が多かった。その中で共通していたのは、週の指導時間数等の各要件についてであり、学校規模により配置がかなり厳しい状況になるとの見方があった。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第58号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

【教育総務課副参事兼人事給与室長】

第58号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、知事が令和4年2月定例県議会に条例案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本教育委員会に意見を求めたことから、その内容について異議がないものと回答してよろしいか、審議いただくものである。

まず、1の改正理由であるが、国においては令和4年4月1日に、国家公務員の育児休業に係る取扱いを定めている人事院規則を改正する予定である。このため、人事院規則が改正される内容に準じ、当該規則と同趣旨の規定である本条例について、所要の規定整備を行うものである。

次に、2の主な改正内容であるが、(1)については、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するものである。また、部分休業についても同様の規定があることから、同様の改正を行うものである。(2)については、職員又は当該職員の配偶者が妊娠等の事実を申し出た場合には、育児休業に関する制度等の周知を行うとともに、職員の意向を確認するための面談等を行うことを任命権者に義務付ける規定を新設するものである。(3)については、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を講じることを任命権者に義務付ける規定を新設するものである。

施行期日については、令和4年4月1日からを予定している。

【井出教育長職務代理者】 第58号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】 よい。

【井出教育長職務代理者】 第58号議案は、原案どおり可決する。

10 教育長閉会宣告